生 徒 心 得

総　則

この心得は，千葉県立四街道北高等学校生徒として健全な学校生活と調和のある社会生活を送る態度を育成するために設けられたものである。各自はその良識に基づき，この心得によって行動するよう努めなければならない。

1　登 下 校

ア　始業予鈴前に登校し，定められた日程を終了しないうちに無断外出したり下校したりしてはならない。やむを得ない理由によって外出する場合は，ホームルーム担任の発行する許可書（生徒手帳）を携行すること。

イ　ホームルーム担任あるいは教科担任の許可を得た者を除いては欠課してはならない。

ウ　遅刻した場合は，入室の際，授業担当者に入室届を提示すること。早退する場合も，所定の用紙（生徒手帳）に理由を記入しホームルーム担任の許可をうけること。ただし，登校前に早退しなければならないことがわかっている場合には，所定の届けを以て保護者からホームルーム担任の許可をうけること。

エ　欠席する場合は所定の届けに理由を記入し，保護者からホームルーム担任の許可をうけること。遅刻，早退もしくは欠席する場合，保護者が前もって電話で学校に連絡をとり，あとで所定の届けを出してもよい。

オ　一般生徒は，下校時刻（16：30）までに下校すること。部活動等で下校時刻をこえる場合も，所定の時刻には全員下校すること。

2　学　　習

ア　学習効果をあげるため進んで予習と復習を行い，充実した学習が出来るように努める。

イ　始業のベルと共に着席し，授業の用意をする。

ウ　授業担当職員が入室した時は，係の号令に従い姿勢を正して挨拶する。

エ　授業中は授業を受けることに専念し，雑談や授業の妨害となるような事をしてはならない。

オ　授業開始後10分経過しても担当職員

が来なかった時は，係が連絡して指示をうける。

カ　授業担当職員が終わりを告げた時は，係の号令で姿勢を正して挨拶をする。

キ　自習時間は，指示された場所と方法に従って静かに自習する。

ク　授業中に遅刻・早退した（する）者は，口頭でその理由を授業担当職員に申し出て許可をうける。ただし，遅刻については入室届を提示しなければならない。

ケ　受験の際は，不正行為のないよう終始公明正大な態度を持し，監督職員の指示に従うこと。

3　部 活 動

ア　部活動にあたっては，顧問教師の指示・指導・注意および関係規定を厳守して活動し，事故などの発生を未然に防ぐよう留意すること。

4　許 可 願

ア　許可願は学校所定の様式を用い，ホームルーム担任または当該顧問を通じて学校長に提出し許可を受ける。

イ　許可事項

①　休学・退学・転学等の身分異動。

②　対外行事に参加…生徒会関係は顧問，その他はホームルーム担任を通じる。

③　私事旅行（宿泊を伴う旅行・登山・キャンプ・海水浴等）…別に定める規定による。

④　アルバイト…別に定める規定による。

⑤　合宿参加…別に定める規定による。

⑥　運転免許取得…原則として認めない。

なお，自動車教習所入所に関するもの等その他詳細については，別に定める規定による。

5　公共物の使用

ア　学校の公共物は丁寧に取扱い，みだりに使用したり，移動してはならない。使用（移動）する時は，必ず管理責任者の許可をうけること。

イ　誤って学校の公共物を破損・損失した時は，速やかにホームルーム担任ならびに関係職員に申し出て，事後処理の指導をうける。

ウ　学校の公共物を破損・損失した時は，原則として本人が弁償する。

エ　消防・電気・火気・その他安全に関する装置・設置にはみだりに手を触れない。
オ　火気には万全の注意を払うこと。学校の許可なしに火気を用いてはならない。

6　掲示・集金・募金・団体加入
ア　掲示（貼紙・陳列・配布など）および放送は係職員の許可をうけ，掲示は指定の場所を使用すること。
イ　集金・募金にあたっては，事前にホームルーム担任または係職員の許可をうけること。
ウ　校外の団体加入またはその行事に参加する場合は，係職員に届出ること。

7　礼　　儀
ア　礼儀を重んじ，高校生としての品位を保つよう心掛け，互いの人格を尊重し軽率な行動を慎むこと。
イ　高校生活にふさわしい，明るくさわやかな挨拶・言葉遣いを心掛けること。

8　服装・頭髪
ア　常に高校生らしい服装・容姿を心掛けること。
イ　通学時・対外行事等に参加する時は

制服を着用すること。
ウ　やむを得ぬ事情で異装する場合は，異装許可願をホームルーム担任へ提出すること。
エ　高校生としてふさわしくない髪型は認めない。
＊詳細については別に定める規定による。

9　所 持 品
ア　持ち物には記名する。
イ　学校生活に不必要なもの，および不適当な物品は所持しないこと。
ウ　金銭・物品の貸借は慎むこと。
エ　常に身分証明書（生徒手帳）を携行すること。

10　アルバイト
「アルバイトに関する規定」を参照のこと。

11　オートバイ等の使用
オートバイ等（含む四輪）の使用，ならびに免許の取得は原則として禁止する。

12　校外心得
ア　本校生徒として品位ある言動を心掛けること。
イ　法律・命令・規則・条例・生徒心得を遵守する。

ウ　夜間（特に10時以降）の外出や無断外泊はしない。
エ　故意または不必要に盛り場やいかがわしい場所へ出入りしない。
オ　映画・演劇またはこれに準ずるものは良識をもって取捨選択し，鑑賞する。
カ　飲酒・喫煙・暴力・シンナー・脅迫・強請行為などは絶対にしない。
キ　許可なく対外的な直接の交渉をしない。
ク　事故が発生した場合は，速やかに職員に連絡する。

13　罰則事項
次にあげる行為があった場合は，その度合・状況により罰則を適用する。
ア　受験の際，不正行為があった場合。
イ　飲酒・喫煙・シンナー・ボンド遊びなどをした場合。
ウ　オートバイ等に関する規定に違反した場合。
エ　暴力行為などがあった場合。
オ　ＳＮＳ等への不適切な投稿があった場合。
カ　その他，学校で定める規則に違反した行為があった場合。

私事旅行に関する規定

1　この規定は，日帰りの旅行を除いた宿泊を伴うすべての私事旅行，見学，キャンプまたはこれに類似のものについて適用する。

2　旅行は事前に旅行届をホームルーム担任に届け出る（学校所定の様式）。

3　旅行は，保護者の承諾のもとに行うこと。
(1)　保護者の承諾
保護者の承諾を必要とし，かつ保護者が責任をもつ意志が明確であること。
（保護者と直接連絡をとって確認をする。）
(2)　目的・計画
目的が明確であり，特に安全についての配慮がゆきとどいていること。
（旅行計画書を添え，ホームルーム担任の指導を受ける。）
(3)　スキー，キャンプ等の場合は，経験あるリーダーが同行すること。
(4)　報　告
旅行終了後，速やかにその状況をホームルーム担任に報告（口頭でも可）する。

アルバイトに関する規定

1　総　　則

本校では，アルバイトについては学業専念の主旨から原則としてこれを勧めないが，家庭の事情によりやむを得ないと判断した場合については，本人と家庭との責任において実施することができる。ただし，その場合は，「アルバイト届」を提出することとし，なき場合は，指導の対象となる。

2　やむを得ない事由の解釈

本人のアルバイトが家庭の生計の維持や学業の存続に欠くことができないと保護者が認め，その旨を担任等に説明し，学校側が下記の基準に照らし，職種・日時・学業状況・生活態度等も鑑みて，その必要を認めた場合。

3　アルバイトに関する基準

(1)　職種について

ア　風俗営業ではないこと。
（スナック・パチンコ・ゲームセンター等は不可。）

イ　風紀上問題がないこと。

ウ　危険な場所や作業内容を伴うものでないこと。
（工事現場・ガソリンスタンド等での火気・ガス・石油製品等の危険物の取り扱いは不可。）

エ　宿泊を伴わないこと。

オ　その他，高校生として不健全と思われるものは不可とする。

(2)　就業期間（日数），時間について

「学業に支障を生じない範囲」として

ア　日数については，学期中は週７日の内の約半数（３～４日）以内を目安とし，長期休業中は休業日数の２分の１以内を目安とする。

イ　時間については，午後９時までを目安とする。

ウ　試験前１週間はこれを行わないこととする。

(3)　学業関係について

成績が著しく振るわない者は不可とする。

(4)　生活態度について

問題がある者は不可とする。

4　手　　続

「アルバイト届」の提出は，以下の手順に従って行う。

(1)　アルバイトを希望する者は，家庭において十分相談したうえでホームルーム担任に申し出，担任の同意を得て「アルバイト届」の用紙を受け取る。

(2)　「アルバイト届」に必要事項を記入し，保護者自筆の連署の上，担任に提出する。

5　アルバイト実施者の厳守事項

(1)　アルバイト実施中は，常に四街道北高等学校の生徒として服装・マナーに留意し，恥ずかしくない，品位ある行動を心掛けること。

(2)　事故，トラブル等があった場合には，すみやかに学校に連絡すること。

(3)　アルバイト実施中に問題を起こした場合，あるいは前述の基準に合致しない事態が発生した場合は，即刻アルバイトを中止する。

交通安全に関する規定

本規定は，生命尊重と安全に対する認識を高めることを目的とする。従って，通学時はもとより校外生活についても同様の見解をもって定めるものとする。

生徒の交通事故絶滅を期するために，道路交通法の主旨をよく理解し，同法律を厳守する。もし交通事故が発生した場合の連絡手順は別に定める。

1　自転車通学に関する規定

自転車通学を希望する生徒は，通学許可願（学校所定の登録票）に必要事項を記入し，ホームルーム担任を通じて生徒指導部に届出て許可を得る。

○自転車には，通学許可証（ステッカー）をフェンダーに貼る。

○自転車は定められた置き場へ整頓して置き，必ず施錠する。

○自転車で通学する時は交通法規をよく守り，違反を犯したり事故を起こさぬ様注意する。

• 自転車に氏名を明記することが望ましい。

• できる限り自転車保険に加入すること。

・車輌の整備・点検を完全にする。(特にブレーキ)
・バッグは，籠に入れるか荷台に固定する。
・左側通行を守る。
・２人乗り，雨天時の傘差し，並列通行，夜間における無灯火乗車は禁止する。

2　原動機付自転車ならびに自動二輪車に関する規則

在学中の原動機付自転車（50cc未満），自動二輪車の運転免許取得については，原則として禁止する。

○無免許運転ならびに無許可の免許取得は絶対に禁止する。

3　普通自動車運転免許取得許可に関する規則

運転免許証取得のための教習所入所については，審査のうえ２学期末考査終了日の翌日から許可する。

○満年齢が条件に達した場合，教習所入所説明会に出席した後，関係書類（学校所定の様式）をホームルーム担任に提出し，学校より許可を得た場合に教習所入所が可能となる。

○教習所終了の場合も，卒業式の翌日以

降でなければ県の試験は受けられない。

○自動車の運転については，在学期間中は一切禁止する。

○その他については，原動機付自転車，自動二輪車に関する規則に準ずる。

○以上の規則に違反のあった者については，卒業延期もあり得る。

4　事故発生時の連絡手順について

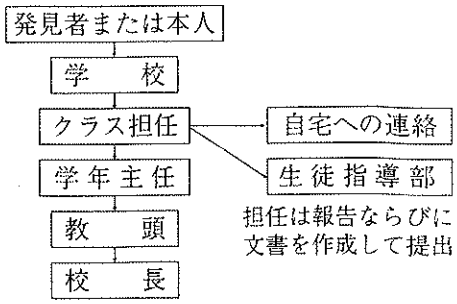

〔連絡の内容〕

日時，場所，生徒の学年，クラス，氏名を確認，報告。

服装等に関する規定

1　服　　装

(1)　本校指定の制服とは

①　上着・ズボン・スカート

②　Ｙシャツ（長袖・半袖）

③　男子ネクタイ，女子リボン・ネクタイ

④　セーター・カーディガン・ベストをいう。

(2)　通学の際は必ず本校指定の制服をきちんと着用すること。

(3)　上着は入学式・卒業式・始業式（1，3学期）・終業式（2，3学期）及び学校が定める日は必ず着用しなくてはならない。

(4)　上着の下にセーター・カーディガン・ベストを着用する場合は本校指定のものを着用すること。

(5)　ズボン・スカートは本校指定のものを通年着用すること。

(6)　男子は指定のネクタイ，女子は指定のリボン（指定のネクタイも可）を必ず着用すること。但しＹシャツ，またはＹシャツにベストのみの場合はネクタイ・リボンの着用は任意とする。

(7)　靴下は色は華美でないものとし，長

さはくるぶしから膝下までとする。また，ルーズソックスの着用は禁止する。

(8)　女子は肌色，黒，紺の無地のストッキングを着用してもよい。

(9)　靴は，黒または茶の単色の革靴及び運動靴とし，ヒール・ブーツ等の特異な形のものは認めない。(運動靴の色は白，黒紺系統のものとし，華美なものは避ける。)

(10)　制服の変形，改造は禁止する。

2　頭髪に関する規定

着色・脱色・パーマネント・つけ毛およびドライヤー等を使用し，故意に手を加えた髪型は禁止とする。

※加工した頭髪については指導を加えるが，一定期間内に十分直さない場合は，直してから登校させる指導を行い，状況に応じて保護者を召喚する。

3　そ の 他

(1)　爪はきれいに切っておく。長爪やつけ爪，マニキュア等は禁止とする。

(2)　眉は加工しない。

(3)　リップクリームは薬用の透明のもののみ使用を認める。

(4)　ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品は着用しない。

(5)　化粧はしない。